

消防組幹事、市内各町総代有志者を集めてねぶた運行上について協議し、27、8日両晩は喧嘩防止手段として、各ねぶたに多数の消防夫と町内総代を同行して警備することにした。また署内巡査では足りないから、27日夜から管内各村駐在巡査を招集して取締することになった。検挙者の裁判前に検事が弘前警察署と打合せを行った。27日、弘前警察署長は、弘前警察楼上へ消防組幹部と各町委員を招集して取締の協議し、5部の各部内に消防30名に警官を5名ずつねぶたに付き添わせて、午後8時から11時まで市内各町を運行することにした。運行ルートも決めた(東奥日報 T11.8.28、弘前新聞 T11.8.28)。その後、警察は駐在巡査も召集して警戒態勢をとり、各町の連合ねぶたも運行は静粛だったという。長期拘留を恐れたかねぶた喧嘩の戦闘員が検挙されて意気が下がったか。警官達も街角でねぶた喧嘩を待つ群衆を元気に追い払っていたとある(弘前新聞 T11.8.29)。

そして事件時の事情がしだいに明らかになっていった。この26日夜11時頃に、警察が鳴らした消防の三ツ番の警鐘に、弘前市民は「大火か」と驚いたが、実はねぶた喧嘩だった。乱闘中に警鐘を聞いた野次馬連中は、家や妻子を心配して帰宅したため騒ぎは収まり、負傷者も少なかったという。しかしひとつ問題が起きた。消防の出動費を弘前市が出すかどうかであった。警察署が非常召集で前例の無い三点の鐘を打ったことは、喧嘩で多くの人命を守るためのいい方策だったが、出動した消防の費用を負担するのは、警察書か弘前市か、今後の検討問題となった(弘前新聞 T11.8.29)。

この事件はのちに「半鐘事件」と呼ばれるようになる。首都圏の新聞でも報道されるほどであった⁷⁾。新聞紙上では弁護士・法学士館田謙吉による論考「佞武多喧嘩の正式裁判について」が掲載された。それによると、弘前市の一住民として、我が弘前市や郷友のため弁護したいという。ねぶた喧嘩関係者に対して、弘前警察署が30日未満の拘留を宣告したが、それについて被告達が不服を申し立てて正式裁判を要求したのはもっともなことであるという。さらに館田は、弘前市年来のねぶた喧嘩の意義を明らかにして、官憲の無謀干渉の予防と地方風習の理解に資したいという。それによれば、ねぶた喧嘩は犯罪ではなく危険なる遊戯である。そして、弘前署長はこの地方の遊戯の危険性に驚いて、夜半に消防組の近火召集合図である3点鐘を乱打したそうだが、反論があるとした。すなわち、(イ)三点鐘は、ねぶた喧嘩沈静のための合図だというのが、市民にとっては初耳であること。(ロ)警察署長は、我が弘前市内の地方的風習であるねぶたの意義を理解しているのだろうかということ。(ハ)ねぶた喧嘩は、七夕祭りの終了とともに終了するのが当地の慣例であるのに、関係者を20日から29日拘留することを宣告するのは、必要以上の警察力であること。(ニ)ねぶた喧嘩関係者は、1日拘留すれば、その保安処分の目的は完成するから、刑罰は自己の私情に出るべきではないこと、等だった。これらの点から、喧嘩自体の違法性を認めないとし、弘前警察署長のように、地方的慣習を軽視して29日もの拘留を科するのは法律上問題がある、と述べている(弘前新聞 T11.9.14)。

この半鐘事件に関わる14名の第2回公判は大入満員だったという(弘前新聞 T11.9.27)。しかし「思ったより軽かった佞武多喧嘩の判決・被告も傍聴人もホクホクもの」という見出しが出て、18才から34才の男性17名が科料10円から2円を命じられ、1名は無罪となった(弘前新聞 T11.9.30)。当時は、新聞紙上に太平会の入選句として「尚武の気今の喧嘩のねぶたかな」という句が掲載され、喧嘩ねぶたは尚武であるという認識が、市民間でまだ根強かった(弘前新聞 T11.9.15)。

大正12年(1923)8月12日、本年の佞武多取締について岡本弘前警察署長の談が掲載された。それによれば、ねぶたは他県では見ることができない特許品であり、誠に壯観で永く存続させたいが、鬭争的観念その他の弊害を除去して老幼婦女子にも危険なく楽しく観覧させたい、という。そして、昔はねぶたに喧嘩は付きものとした時代もあるが、それは交通機関が発達せず「土着の人」ばかりだったからであり、いまは各県からの来往も多くなって、弘前のねぶたが各県へ紹介されるから、凶器を携帯して鬭争するような野蛮な習慣は止めて、一般市民も自覚して時代に適合した様式美にするべきだとする。昨年も犠牲者を出し刑事問題にもなった。よって鬭争しない限りなるべく自由を与えて娯楽の趣旨の添うようにしたい。全部の運行経路を一定にするかという点は、取締上は便利だが、興を特定の場所に集めるのかという批判もあり、観衆や商人の便宜のためにも今年は、各部内毎に集合地を指定し、ねぶたをそろわせて運行経路は定めないとした。次に弊害の強い金品強要だが、自らの町内はいいが、他町内に求めたり、運行時に金品を要求するのは不届きである。厳しく取り締まりたい、という内容だった(弘前新聞 T12.8.11)。

またその他にも、弘前警察から以下のような注意があった。毎年のねぶた運行では、電話線が切断されたり、ケーブル焼失の被害もあり、通信上の大きな支障となっている。よって告発などの制裁をしてもいいのだが、特殊名物のねぶたを永続させたい希望から、告発等は取らない方針だから、各運行責任者は充分注意してそのような行為がないようにしてほしい。ねぶたの取締を各署で励行している結果、少しずつ従来の悪習が改善されているが、いまだ金品強請や運行中の変装、土足のまま家屋に入ること、男女の野合や会飲などが収まらない。昨年は暴行鬭争が発生し、多数の違反者および検挙者が出た。このようなことが起こらないよう、県警察部から各署に連絡があった(弘前新聞 T12.8.12)。

さらに弘前のねぶたを見た外国人の意見が掲載された。それによると、弘前が思いのほか気候もよく、文化面でも各学校の設備がそろっており、人情が純朴でこの上なく良いところで、ねぶたも非常に賑やかで美しい夜の祭だが、喧嘩の発生で嫌悪の念に変わってしまい、危なくて子供を連れて歩けないという。しかも警察官や責任者達が傍らで目撃しているながらこれをなんともしないでいる。習慣は習慣としていいが、その欠点はしだいに改善すべきだとした。せっかく大勢の観衆が集まるのだから、その期待を裏切らないよう当事者も警察も注意してもらいたい、というものであった(弘前新聞 T12.8.16)。

そして警察の対応だけでなく、市民の自覚を問う声が出る。弘前のねぶたは毎晩喧嘩があるため、郡部からも巡査を全部召集して取締りさせているため、郡部が手薄になり、周辺の悪戸集落のような殺人事件まで起こるのだという。それもねぶた喧嘩の被害者が単なる通行人だからひどいという。喧嘩を禁止できないならば、なんとか別の方法を取るべきだ。警察の監督も無用のときばかりで、いざとならば白服の姿は消えてしまい、翌朝 1 時、2 時まで野次馬がブラブラしているのをなんとかするべきであろう。しかも盛んに喧嘩しているのを見ていながらも、それを防止しない白服の人もある。いくら拘引しても喧嘩を根絶できない、といって手をこまねいているが、ならば未然に防止する手段を講ずべきだ。もちろん市民の自覚も肝要だ。伝統とか習慣という言葉でなんでも励行していれば、一年中、年中行事で終わってしまうだろう。いかなる動物も闘争よりも相互扶助で結び付いており、動物学上からも、闘争のみ好む動物や種族は、たちまち滅亡するだろう。スズメやカラスに笑われない弘前人になってほしい、という意見だった(弘前新聞 T12.8.12)。

この記事で登場する「白服」とは、当時の警官達のことを指している。第二次世界大戦前の津軽地方の警察官の服装は、約 2 尺 5 寸くらいの長さのサーベルを腰に下げ、肩印(かたじるし)の付いた制服を着て、革靴を履いていたという。ねぶたの季節である夏は白い制服に白い帽子だが、9 月頃の秋になれば紺色の制服に着替え、冬は厚いラシャのような制服を着ていたという。市民に対しては普段かなり厳しい態度で、彼らを「ダンナ様」と呼ぶ市民もいたという⁸⁾。普段は厳しい警官達も、大勢の群衆が乱闘するねぶた喧嘩を鎮圧することは、困難なことだった様子が伺えよう。

ねぶた喧嘩の弊害を是正しようという寄稿が続く。弘前のねぶた喧嘩は、刑法第 106 条騒擾罪などに該当するもので、従来の慣習であるとして承認すべきものではないとする(弘前新聞 T13.7.27)。そして、弘前市民はなぜ不道德な悪習を続けるのか。慣習は慣習として尊重すべきであり、ねぶたには純朴かつ優雅な古風が彷彿されるが、この高尚優雅な善良なる風習がしだいに退廃し、不道德極まりない卑猥な風習がしだいに勢いを増しているのを悲しむ。ねぶた喧嘩は、昼は共に同じ工場で働き、夜だけ喧嘩するので、そこに怨恨増悪はなく、実害もなく、尚武を養うものだと有識者達まで唱えるが、本当に実害はないのか。昨年の喧嘩では、将来国家に役立つだろう有為の青年が 2 人も亡くなったし、建造物や電灯を壊しているではないか。また、休養すべき夜間をすべて喧嘩に費やしてしまえば、翌日の仕事にも響くだろう。それは実害ではないか。また公共の安全を守るべき警察官が、喧嘩鎮定のため全力で奔走することは、我が弘前市民の最も恥ずべき行為ではないか。社会のために警察制度を設けて多額の費用で警官を養成しておきながら、自分自身が不正な侵害行為をして警察から罰せられるとはおかしいことだ。またねぶた喧嘩では尚武の気は喚起されない。よってねぶた喧嘩は、法律上から道徳上からも許すべきではない罪悪である。弘前市民は自覚して天下の大勢をみよ。アメリカは人道博愛を唱えながら友国の存在を無視して移民法案(排日移民法)を可決したではないか、我が国はこの恥辱をそそぐべく国力の充実を目指すべきだ。尚武の気を養成するといつて「子供の如き無意義な喧嘩」をするな。国家存亡のときだから、旧来の陋習をやぶり天地の公道に就け、とする意見も出る(弘前新聞 T13.7.28)。

また「エム生」による寄稿「弘前の倭武多をして弘前人の倭武多たらしめよ」では、ねぶたが津軽特有のお祭りであり、弘前がその本場であるとしたうえで、喧嘩をとまなうためにねぶたそのものを否定する人もいるという。弘前は古来から尚武の地であるが、西欧物質文明の影響でそれが失われつつある。笛太鼓で勇ましく、数十、数百のねぶたが竹刀を運行する勇壮さは素晴らしく、青森のような卑猥なねぶたと異なる。しかし近年は、弘前ねぶたもその男性美を失い、寄附の強請や喧嘩をするため、世間から非難されている。この弊風を転じて本性に帰り、名実ともに備わる地方の名物になるためには、市民各自の自覚が必要である。ねぶたと喧嘩は必ずしも関係せず、夜 12 時前にねぶたの運行が終わった後に、別に喧嘩士や野次馬が行うのが喧嘩である。これを絶滅させるのは至難の業であり、喧嘩をしようとしたり、見物しようとする群衆が市内各所で徹夜して待っている。これは軍隊の出動で鎮圧すべき重大なものではなく、市民相互の自覚で打破すべき悪弊である。よってこの悪弊を除去し、遺憾なく弘前ねぶたの真価を発揮するため、今年には市内のねぶたを一定の場所に集合させ連合運行をさせるよう警察当局へ望むという(弘前新聞 T13.7.29)。

さらに、「弘前士の一生徒よりねふた喧嘩する者達へ」という、学生からの訴えが掲載された。それによると、七夕祭の夜をなんだと考えているのか、という。兄弟たるべき青年が仲良くねふたを担いで市中の人々を喜ばせるのではなく喧嘩している。一刻も早くやめてほしい。お前達は日本男子ではないか、先輩たるべき以上はよく慎み、我々後輩をいい方向へ導いてほしい。弘前市民、青森県、日本の恥は世界の恥だ。現在日米問題が非常にやかましくなっているのに未だに目覚めないのか、と激しく訴えるものだった(弘前新聞 T13.7.30)。このように、大正13年(1924)の新聞には、喧嘩ねふたの弊害と廃止を訴える声のなかに、当時の国際状況や近代都市の論理が混じってきたのが興味深い。

同年は、ねふた喧嘩発生の記事が多い。弘前警察署に許可を出願したねふたの多くは扇燈籠で、8月1日夜11時すぎ、東長町で小競り合い、上町の扇燈籠は分捕られ、負傷者はなかった(東奥日報 T13.8.3)。鈴木弘前警察署長は、青森のねふたは風俗上の取締だが、弘前は尚武の気風が残っており、これを全く廃止することはできないが、程度問題だと思う。いつか「半鐘事件」のように半鐘だけは打たれないように、と言われて参ったものだ、とコメントしている(弘前新聞 T13.8.3)。8月2日の夜も、東長町と大和館で上町と下町の大きなねふた喧嘩が発生し、いあわせた憲兵分隊伍長が、角棒のようなもので頭部を殴打されて重傷、福島医師が駆け付けた(東奥日報 T13.8.4)。このように弘前のねふたでは、第1日の夜から喧嘩となり、2日目も大きな喧嘩となったので弘前警察署では、3日目から非番巡查全部を招集するほか、郡部からも応援を招集し、一隊は東長町薬王院付近に、他の一隊は徒町橋付近に配置して、互いに連絡をとって上町と下町が衝突しないようにしたので何事もなかったという。下町組でも復讐戦を計画したが、嚴重な取締のため何事もなく済んだ(東奥日報 T13.8.5)。

毎年ねふたの季節は、弘前警察署管内の警察官は、3、4日間毎夜、上町と下町との喧嘩防止に努力して、2時頃解散、帰宅する予定だったというが、第4日目には大きな喧嘩が発生し、さすがの警官の息を殺して成り行きを見守るしかなかった(東奥日報 T13.8.7)。その4日目の様子は次のようだった。夜12時を過ぎるころ、徒町橋をはさんで、東は上町、西は下町のねふたが対陣した。最初の夜は石合戦だけだったが、2日晚、東長町で下町組は散々に敗れると、その雪辱戦として必死に応戦、戸板を楯にして投石を防いで前進し、一合二合渡り合った後、上町組は総崩れで退却した。両者猛烈な勢いで対峙していたから、武装した警官隊の警戒も何ら功を奏しなかったといい、近所では共同便所の外塀などが壊された。この合戦で鷹匠町の29歳の男が、喧嘩が始まった際に、何者かに刃物で左掌をから指にかけて着られ、中指小指が落ちそうな重傷を負い、百石町福島医院で応急処置したが全治10日以上を負傷だった。ほかにも負傷者多数という。

また他にも、5日正午、前夜の喧嘩に出た和徳町坂の上在住の川崎熊三郎36歳は、喧嘩が原因で自宅で死亡した。そのため、弘前区裁判所の検事が、弘前警察署長、警部、警部補らと検証をするため、自動車で自宅を訪問し調査した。すると同人は生来酒を好み、当夜も酔っていた様子で負傷した頭部は少しく、既に治癒しているものだった。死体は百石町福島医師にて解剖された(東奥日報 T13.8.6)。それによると、和徳町の菓子職人川崎の死因は、今回のねふた喧嘩で左頭部へ投石を受けただけでなく、数年前、小坂鉦山で石で頭を怪我してから頭痛に悩まされていたことが判明した。しかし熊三郎の致命傷に疑いがあるとして、死体は5日午後5時、弘前市外の和徳村堅田の共同墓地で検事、警察署長、警部、巡查、刑事らが立会の上、百石町福島医師執刀のもと解剖し、同6時20分、棺に納めて再び自宅へ運んだ。解剖の噂で見ようと多数の男女が押し寄せ、官はこれを制したが雑踏となった。解剖が終わると妻が現場へ白布を持参し号泣して誠に憐れだったという。福島医師によれば、外傷は軽微に見えるが、解剖ではこめかみ骨が粉碎され、頭頂骨が折れていたから助かるものではなく、長くもったのは不思議であり、傷は石でやられたものだという(東奥日報 T13.8.7)。このように、ねふた喧嘩の新聞報道で、参加者個人のケガや来歴を詳述する例は珍しい。

第5日目は、前夜の喧嘩で死傷者が出たため、警察の取締が一層厳重となり、約2、30名ずつ隊をつくり各要所を警戒していた。そのため上町、下町ともに暗がりや衝突の機会を伺っていたが、双方計画がはずれ、その夜は喧嘩もなく無事済んだ。市内一帯のねふたはそろって練り歩くだけで機会を失い、闘士がそろわないため、警官隊は大いに勢いを得た(東奥日報 T13.8.7)。

そして4日目の大がかりな喧嘩に対して警察の対応が始まった。前述の和徳町川崎熊三郎の死亡事件について、弘前検事局が警察署へ命令し、6日以来、各方面から30数名を検事局へ引致し、取り調べを開始した(東奥日報 T13.8.8)。うち3名を放免し、他は弘前警察署へ検束したが、のちに主要者5名以外は放免した。現場写真を撮影して証拠物件である棍棒、竹などを押収し、8日も5名の取り調べを続行した。(弘前新聞 T13.8.9)さらに検束している者を1名ずつ再尋問し、夕刻に全員を釈放したが、これは打ち切りではなく、引き続き嫌疑者の捜索に努めるという(弘前新聞 T13.8.10)。



(写真3)大正末期の弘前市「土手町青年会」による扇ねぶた(左)と組ねぶた(右)(齋藤勉強堂『新版津軽名所ねぶた絵葉書』青森県立郷土館蔵)

4 取締対策の強化

大正11年(1922)から大正13年(1924)に再び激化したねぶた喧嘩に対して、警察はより一層、取締対策を強化していった。

大正14年(1925)8月7日午後1時から警察楼上に郷軍分会長、青年団長、消防組幹部、火防衛生組合長を招集し、ねぶたに関する協議会を開催した(東奥日報 T14.8.7)。それによれば、本県名物のねぶたが近くなり、過日、青森県警察部長から各署長あてに取締の通牒を発したという。その内容は、ねぶたの運行願いは、町内の重立、有力者を総代として一切の責任を持たせること、運行は一定の時刻に一定の場所へ集合させ順次繰り出すこと、運行区域を指定し午後11時以後の運行を許可しないこと、運行の際には責任者を配属させ監督させること、観覧に際して金銭物品の寄附をしないこと、運行は警察官の指揮命令によること、そのほか佞武多取締規則の励行に努めること等であった。保安課長は「ねぶたに関しては長い歴史があり、尚武の精神を涵養することになっているが、多くの人が喧嘩闘争して多数の死傷者を出すことは寒心に堪えない。昨年も弘前に死者が1名あって、五所川原では多数の負傷者があったことは遺憾だ。今年は弘前、五所川原署で署長が有力者と話し合い、不祥事が起こらないよう協議したが、今年は乱暴の様子があるときは、法に基づいて許された手段を厳重になし、付近の住家に迷惑がかからないように事前に防ぎつもりだ。もし、今度のねぶたで喧嘩等があったときは今後の運行を許可せず、あくまでも秩序ある行事にしたいと思う」と述べている(東奥日報 T14.8.13)。さらに弘前警察署ではねぶたについて極力取締をなし、在郷軍人会、青年団、火防衛生組合長等と協力して喧嘩防止にあたることとし、その注意事項を1万枚作成し、17日に毎戸へ配布した(東奥日報 T14.8.18)。

そして8月21日の「東奥日報」には「今年は安心してネブタが見られる 弘前の青年50名が矯風会を組織」という見出しが掲載された。この「矯風会」とは、弘前市上町と下町の青年50余名が、自発的に組織したねぶた喧嘩防止の自警団だった。20日午後9時弘前警察署楼上に集合し、署長の挨拶、市長講話の後、部署を定めて、行動不審の者の取締を厳にし、警察官を援助することを申し合わせて午前1時に解散した。今後、毎夜「矯風の任」にあたるから、本年はたぶん喧嘩もなく、老幼男女が自由にねぶたを見物することができるだろうという。弘前警察署長は「矯風会が警官を援助し、喧嘩で最も重要な場所3カ所すなわち本町郵便局前、百石町停車場見橋詰(みはしづめ)、東長町橋詰へ千個の電灯を1週間、簡単には破壊できないように取り付けから、点灯すれば付近は非常に明るくて喧嘩などは行

われなくなるだろう」と発表した(東奥日報 T14.8.21)。

この自警団「矯風会」の登場と取り締まり体制の強化は、一定の成果があったようだ。弘前市のねぶた第 2 日目は、喧嘩ねぶたの象徴である扇燈籠が多く出て、見物人は炎暑で涼みがてらに人出が多く賑わったが、弘前警察署では警戒しているから、喧嘩も大したこともないらしいという(東奥日報 T14.8.23)。いつもならば喧嘩で有名な弘前だが、今年弘前警察署の喧嘩防止策が巧みに行われ、23 日まで喧嘩らしい喧嘩はなく、ただ野次馬連中だけが、20 日から 23 日にかけて合計 19 名が検束された。そのため近藤保管課長は 24 日午後弘前市に出張し、同夜のねぶたの状況を見るという(東奥日報 T14.8.25)。

昭和に入ると警察は毎年のように、今年でねぶた喧嘩は収束する、といった予測を出すようになる。昭和元年(1926)の弘前ねぶたは、不景気のためか、祭がだんだん下火になるばかりだと嘆かれた。しかし、あるねぶた通の話によると、大きいねぶたが出ない年に限って大きい喧嘩があるものだという(弘前新聞 S 元、8.1)。弘前警察署ではねぶた運行取締案を作成し、8 月 3 日午後 1 時から弘前警察署に、昨年ねぶた喧嘩防止に効果をあげた矯風団の幹部 10 名を招き、署長らと協議した。矯風団自体も臨時総会を開いてねぶた喧嘩防止の協議をしており、協議会ではその結果を報告する予定だという。これで本年も喧嘩はないものかという(弘前新聞 S 元、8.4)。そして弘前のねぶたに関する協議会が、5 日午前 10 時半から弘前警察署演武場で開催された。弘前市長代理、弘前憲兵隊長代理、各町内重立、消防幹部、在郷軍人分会代表者、消防幹部ほか数十名が集まり、弘前警察署長、警部補、係員らが臨席、署長から、弘前警察署で決定した協議事項を説明し、すべて署長の要求通りに決定し懇親会に移り、正午に散会した(東奥日報 S 元、8.6)。

実際のねぶた祭りが始まった。第 1 日目 8 月 8 日の運行は、ねぶたの台数が少なく平穏だったが、当日の消防夜警団は警察北側にテントを張って詰め、50 名が出動した。矯風団は、警察演武場を根拠地として、約 40 名が各々警戒し、12 時半頃解散した。また各町在郷軍人分会でも各々警戒し、第 1 日は無事平穏だった。松田弘前警察署長は「地方で有名なねぶた喧嘩も、今年か来年で恐らく止むだろうと思う。人智が進歩している時勢で、馬鹿馬鹿しい喧嘩などしている暇がない。ねぶたや七夕祭りは善良なる意味において、未来永遠に無くすことはできないが、青森市のように多くの観客を集める意味において盛んに製作することは、地方市民も大いに喜んで制作費用を出すという風がよい。どうか弘前市地方ねぶたの風習も大いに進歩してほしい。」と述べている(東奥日報 S 元、8.10)。

弘前新聞は同日の様子を「初日の夜 ねぶた喧嘩も何処へやら =大円寺の盆踊り」という見出しで書いている。それによれば、ねぶたの熱も低下して、七夕の初日の夜は 56 個の運行だけである。万が一のため、警察では矯風団員を集めて警戒していることは、見物人もねぶた運行団体にとっても「大の福音」だという。やたらに太鼓ばかり叩いて町を騒がして回って歩くが、肝心のねぶたはたった 1 個。「ヤーッ!」と意気を示す声もなく、太鼓と笛の音が闇に消えていく。揃いの矯風団の服と「お巡りさん」の白服がちらほらと見える寂しい夜だったという(弘前新聞 S 元、8.10)。

弘前ねぶたには喧嘩が付きものと考えられていたが、昨年は警察の取締の効果があったのか、ここ数百年の伝統的悪弊を打破することができた。今年も警察当局は、前年どおりに矯風団および市内消防全員の応援を受け、管内巡査を非常召集して徹夜して警戒にあたっている。喧嘩も往事は主に木刀に限られていたが、近年は石喧嘩になり多数の負傷者があるから石を禁止しているが、市当局は警察や消防などの警戒の任にあたっていることを考慮せずに、昨今は各町道路に敷石を山積みしている。そのことを市民の一部は「一種の喧嘩幫助だ」として市当局に不満を持つ者が多数出ているという(弘前新聞 S 元、8.11)。舗装道路用の石が、ねぶた喧嘩の投石に用いられる恐れがあったのだ。

そして同年に市内運行を願い出たねぶたは 41 個になった。弘前警察署では、署長自らが陣頭に立って署員総出動のもと、夜明け近くまで不眠不休の活動をし、矯風団、消防組等と連絡をとりあって治安を守ろうとした。例年は必ず十数名の検挙者があり、期間中の署内は戦時気分のようなが、本年はまだ 1 名の検挙者も 1 件の事故もないという。署長も「秩序が保たれているのは実に喜ばしい。これも各種団体の協力と市民全般の自覚向上によるものだ」とし「このまま 2、3 年で年来の弊習も根絶できるだろう」「本年は不景気のためねぶたの数が少なく淋しいが、野蛮な喧嘩こそ徹底的に排除して、行事としてのねぶたは本市の名物として盛んにしていきたい」と述べた。さらに弘前警察署では「お互に喧嘩をせぬやう注意ませう」というビラを各ねぶたに貼らせて、殺気立つ若者達に注意する予定だという(弘前新聞 S 元、8.12)。

実際にねぶた喧嘩は小規模に抑えられていたようだ。新聞でも、弘前市のねぶたは、8、9、10 の 3 日間を経過したようやくねぶた季節の真っ盛りになり、警察署を中心として付近各町は人出が多く近年希にみる賑わいだが、弘前警察署長の予言通り無事平穏で、このまま無事に終了するかもしれない、としている(東奥日報 S 元、8.12)。ねぶたも明日には「豆の葉もとっつぱれ」で流れてしまう。ねぶた喧嘩は昨年通り消防や矯風団の出動で防止されているが、それでも野次連中が互いに騒ぎ回って、一昨夜も百石町樽澤屋前や和徳の橋際で投石があったようだが、単なる野次騒ぎ

で喧嘩というほどではない。このままでいけば今年も喧嘩はなく、年来の悪習もしだいに薄れていくのは喜ばしいことだ。弘前警察署では消防、矯風団、署員を増やして万が一に備えているから、喧嘩という不常識なことがお互いに注意してやらないことだ。なお野次連といえども、喧嘩の附近にうろついている者は、喧嘩の被疑者として検束されることがあるから、一人前の男はよほど注意する必要があるだろう、喧嘩の附近にいて逃げ惑う者を検束することは、野次もまた喧嘩の助勢をしている者と見なされているためであり、弘前警察署では見物人に対しても厳重な取締をするという(弘前新聞 S 元、8.13)。

そして「つまらない喧嘩は止せ」という社説が掲載される。喧嘩は道徳上甚だ悪いことであり、自他ともに不利益である、と知りつつするのは、人間の反抗心があるのだろうが、野次が出て見てくれるからますます興奮するのだ。ねぶた喧嘩防止には野次が出なければいいのだから、お互い注意して 12 時過ぎたら帰宅して寝るようにすればよいのだ。腕が鳴って仕方がないならば、他に立派な運動が幾らでもある。それをやらないで 17、8 の中学生達が喧嘩に出るのは笑止のいたりだ。中学生も深い意思から喧嘩に出るのではなく、学校で自慢するためだけだ。このような不成算なことはなく、文明人としてやめるべきことであり、野蛮なことは未来ある中学生には慎んでもらいたい。要するに喧嘩を防止することは弘前の人達の急務であり、幫助的な野次等は絶対に出ないようにしてほしい。ガラスが 1 枚破壊されても弘前の損である。弘前は商工業的な恵みが薄い土地であり、人の多い都会であると考えたら喧嘩どころの騒ぎではないはずだ、という趣旨のもので、当時の観念による「文明人」としての振る舞いを求める論調である(弘前新聞 S 元、8.13)。

反面、ねぶた喧嘩の発生を期待する市民も一定数存在していた。「皆口々に今年は喧嘩がないからつまらない」「やはりねぶた時期は喧嘩がないとなんとなく物足りない」という声もあり、凄惨な絵柄の大型扇燈籠の運行に喜ぶ人もいたようだ(弘前新聞 S 元、8.11)。当時の弘前市民の意識が決して一枚岩ではなかったことが伺える。

第 4 日目の 8 月 11 日深夜、東長町で野次馬連中が騒いだが、巡查に追い払われ無事に終わった。第 5 日目 8 月 12 日の晩は、弘前市のねぶたで許可した 42 個を集合させ、警察官吏監督の下に運行させ、夜 12 時頃警察署前で解散。第 6 日目 13 日も同様に運行させるという(東奥日報 S 元、8.13)。

8 月 13 日には、関口保安課長が視察のため来弘し、弘前警察署に矯風団一同を集めて、喧嘩防止の功労に感謝し、矯風の実を上げるよう希望した。矯風団副団長も「所信を貫いて期待に応える」と答辞した。午前 1 時、保管課長自らがサイドカーで市中巡視へ向かい、2 時過ぎに警部補を先頭に市中巡視をして午前 4 時に列車で帰庁した。昨夜は、前夜の関係から一合戦あるはずだ、と見物人も相当出たが、市内の要所ごとに消防が待機し、さらに矯風団員の内偵が行われているのでなんともすることができず、下町の集団はついに南塘グラウンドに逃げ込んだ。これに対して上町が、中学校および大円寺付近に陣取ってにらみあっていたが、2 時半頃、矯風団に追われて解散した。警官隊と矯風団は 4 時半頃解散した。彼らのこの日の活動は実に素晴らしかった、と評された(弘前新聞 S 元、8.14)。

第 5 日目の 8 月 12 日夜は、午後 8 時までに元中郡役所前を中心に、弘前公園堀端へ各町内ねぶたを集合させ、警察官吏監督の下に各町を運行し、夜 12 時頃、弘前警察署の前で解散した。その後、野次馬連が、大円寺、住吉神社、徒町橋付近などに群がり、物騒な雰囲気だったので、巡查数 10 名の一隊で追い払い無事に済んだが、なかには投石していた者もいた(東奥日報 S 元、8.14)。

昭和 2 年(1927)のねぶたは、大正天皇崩御による諒闇中のため、警察および市当局はできるだけ遠慮させる方針となった。第 1 日目は思ったほどねぶたが出ず、弘前警察署では、午後 7 時から管内から巡查、消防夫を召集し、矯風団は全員正服正帽で弘前警察署へ集まって、受け持ちへ区分して警戒した。さらに不謹慎な行動を防ぐため「ネブタに関する注意 大正天皇崩御のため期間中は哀悼の意を表し、不謹慎な行動を絶対に避けることが国民の義務である。非国民的な行動のため、市民全般が後日批難されないようお互いに注意しましょう。昭和 2 年 7 月 弘前市長 弘前警察署長 弘前矯風団」という趣旨のビラを配布した。さらに電灯会社に依頼して、例年不祥事が発生する要所ごとに高燭灯を付け、夜 8 時過ぎから警戒した。しかし何事も起こらず、午前 2 時に解散。ちなみに許可出願中のねぶたのなかで「穏やかならぬ文句」が入ったのがあったので、書き換えを命じたのが 1 台あったという(弘前新聞 S2.7.31)。

実際に、諒闇中のためか不景気の影響か、ねぶた運行の願出が 7 個しかなく最少記録だったという。しかし毎夜の手人だけは相当あり、多くの屋台も出ているが、売れ行きが悪く、夜鷹蕎麦屋の高齢の男が「ねぶた運行を夜 11 時までにしたことで見物人も 10 時過ぎには帰ってしまう、こんなねぶたは見たことがない、なんせ諒闇中だから」と不平を言っていたという。弘前警察署では、諒闇中に万が一「不謹慎な奴」でも飛び出してはならないと喧嘩防止に全力を注ぎ、管内各駐在の署員全員を招集し、各部内に分けてそれぞれに隊長 1 名を配し、矯風団全員の応援を持って、毎夜不眠の活躍をした(弘前新聞 S2.7.1)。

ねぷた運行第4日目。例年は弘前公園濠端に整列して連合運行(合同運行)をするのだが、今年は諒闇中のため実施しなかった。すると弘前警察署の警戒の隙について12時過ぎに、下町方面の十数名の団が在府町唐金橋に出て、上町方面も新寺町各寺院裏に潜伏した、それを知った野次馬連中が「それ喧嘩だ」と新寺町へつめかけ、下町側が新寺町に突入し石合戦をしたが、弘前警察署は警戒中の警官、矯風団を集めて現場へ急行すると、双方は退却した。警察は3名を検挙、2日説諭のうえ放免したという(弘前新聞 S2.7.3)。

ねぷた第4日目の1日夜、新寺町元歩兵隊第三十一連隊兵営付近に野次馬連が集合し、騒擾の気配があったので、それを察知した弘前警察署では、その首謀者らしき者2名を引致し一夜検束し、2日午後、説諭のうえで解放した(弘前新聞 S2.8.3)。5日目夜も、下町と上町の団が在府町付近で対峙しようとしたが、警察、矯風団、消防団が駆けつけて大事に至らず、夜明けに両軍は解散した。第6日目夜も警察、消防隊、矯風団が新寺町を中心に警戒しているなか、その隙を見て下町と上町が、小さな扇ねぷたを先頭に和徳町稻荷神社小路で対陣、石合戦から棍棒を振り回した乱闘になったが、警官隊が駆けつけたため、大事に至らず双方は退却し、一時引き上げた下町側と野次馬連五十数名が、笹森町へ出たところ、警戒中の矯風団、消防、警官隊に発見されて逃走した。取締がよかったため大きな喧嘩もなく、この3年間は死人も怪我人もなく、無事に年中行事ねぷたも終わりを告げた(弘前新聞 S2.8.4・8.5)。

昭和3年(1928)8月7日午前10時、例年のとおり、警察署でねぷた取締の協議を開催し、消防幹部、火防衛生組合長ら約50名に対して、弘前警察署長がねぷた運行に関する注意を述べ、協議決定をして正午閉会した(弘前新聞 S3.8.7)。さらに8月13日午前10時、弘前警察署に市内の国粋団、矯風団に籍を置く者約30名を集めて、上席検事、弘前警察署長から「喧嘩の悪弊を除きたい」と訓示した(弘前新聞 S3.8.14)。従来の矯風団のほか「国粋団」という新しい自警団が増えている。続けて8月15日午後2時半、弘前警察署では、警察署で運行許可を出したねぷたの代表者を召集し、運行上の注意、喧嘩防止、7日目のねぷた流しに紛争して各戸に金品を強要しないよう訓示した(弘前新聞 S3.8.16)。

さらに弘前警察署は例年同様、市内各要所に大アーク灯を点じて喧嘩除けに備え、警官を各所に手配して厳重に監視した。平穏かとみられたが、それでも「不穏分子の一部」が一昨夜、監視をのがれて二派に分かれて集合したといい油断できないという(弘前新聞 S3.8.17)。そのようななか、弘前市茂森町某家の7歳位の子供が16日夜に、自分の持っていたねぷたの蠟燭に点火しようとした際、誤ってねぷたに火がついて盛んに燃え、顔面に火傷を負ったが医師が応急手当するといったトラブルもあった(東奥日報 S3.8.18)。

ねぷた3日目は、昨日までの平穏を破り、下町組が公園本丸に集合し、警戒網を抜けて薬王院に立てこもっている上町組へ接近したが、総勢15、6名のみで、警官隊の厳重な警戒態勢の前に動けず、一戦も交えず退却した。なおこの2日間は、弘前公園濠端に8時まで集合して市内各部のねぷたが連合運行するので賑やかだろうが、それだけに市内各所で喧嘩の恐れがあるので、弘前警察署では警戒を充分にし、いざというときは自動車ポンプを走らせて喧嘩を中止しようと用意している。ねぷたは既に市内に合計37個の届け出があり、3分の1が組ねぷただった(弘前新聞 S3.8.19、弘前新聞 S3.8.20)。

このように3日間、警察が不眠不休の警戒をした結果、最後の夜も無事に過ぎた。負傷者が出るような喧嘩は一度も起こらなかった。喧嘩する者を検束するのが目的ではなく、未然に防止することが目的のため、警官が石打ちにあり、自動車運転手は負傷したが、弘前警察署の新しい方針が効を奏したもので、これを機会にねぷたの取締法も従来の検束方針が改められる模様だという(弘前新聞 S3.8.22)。

20日夜、最後のねぷたの夜のため、喧嘩防止に市内一般に署員が警戒していたが、午後12時頃、新町坂付近で衝突あり、と聞いた弘前警察署員が自動車で急行すると、実業家F氏邸横に不意に現れた一団の石打ちにあり、自動車のガラス窓を破壊され、運転手は顎と喉に裂傷を負い、直ちに弘前病院で応急手当をする。軽傷だが、ねぷたにとまなう弊害の痛ましい犠牲者であるという(弘前新聞 S3.8.22)。

昭和4年(1929)、弘前商工会では、同市の名物ねぷたを一層盛んに挙行し、観覧者を集める目的で、7月22日午後3時から弘前商工会議所で幹事会を開いた。協議の結果、8月8日から10日(旧7月4~6日)の3日間、午後8時から10時までの間、弘前公園二の丸下乗橋前で審査を行い、技術巧拙行列の優劣等を比較して、1等1名、2等3名、3等10名、等外10名を選定し、1等に50円、2等に30円、3等に10円、等外には5円を授与することに決定した(東奥日報 S4.7.24)。これは、地方名物のねぷたを一層盛大にして外来客を誘致するために技工の巧拙、行列の優劣に対して、懸賞を出して奨励するもので、1等から5等までの個数と賞金を定め、8月9、10日の両晩、午前8時から弘前区裁判所前から玉成高等小学校にいたる弘前公園堀端で審査することになった。審査委員は、商工会正副会長幹事のほか、今回の審査長には県立工業学校教頭が、審査員には、四つの地方新聞社および陸奥史談会幹事の中村良之進氏を嘱託した(東奥日報 S4.7.31)。この中村良之進は、当時高名な郷土史家であり、ねぷた史研究の第一人者として各